

滋賀県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 看護師等養成所運営費補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、保健師、助産師、看護師および准看護師の学校または養成所の運営費について助成し、その強化および充実を行い、もって養成力の拡充を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、次に掲げる者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師および准看護師の学校(学校教育法第1条に規定する学校を除く。)または養成所(以下「養成所」という。)を運営する事業(以下「事業」という。)とする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (3) 医療法人
- (4) 一般社団法人および一般財団法人

2 前項第3号および第4号については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」または同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けていないものは除く。

(補助額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第2欄に定める基準額Aに別表2の調整率を乗じて得た額、基準額Bおよび基準額Cを合計した額と第3欄に定める対象経費の実支出額を合計した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) (2)の交付基礎額に別表3の調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、知事が別に定める期間を経過するまでに知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合(仕入れ控除税額が0円の場合を含む)は、別紙様式第3号により速やか

に、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、補助金変更交付申請書（別紙様式5号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（別紙様式2号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者等は、概算払により補助金の交付を受けようとする時には、滋賀県看護師等養成所運営費補助金交付請求書（別記様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第10条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- （2）第7条の規定による交付変更の決定 変更の申請があった日から起算して14日以内
- （3）規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

（電子情報処理組織による申請等）

第11条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付申請、第6条第8号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付則 この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度分補助金から適用する。

付則 この要綱は、昭和56年8月10日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、昭和57年7月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、昭和60年9月11日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成元年11月10日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成3年3月13日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成4年3月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成5年3月18日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成6年3月17日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成7年3月3日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成8年2月16日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成9年2月27日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成9年12月26日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成10年11月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成11年11月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成13年2月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成13年12月13日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成14年12月13日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成15年11月13日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成17年2月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

- 付則 この要綱は、平成18年1月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成18年10月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成20年2月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成23年3月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成24年3月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県看護師等養成所運営費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- 付則 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 付則 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

1 区分	2 基準額	3 対象経費
看護師等養成所運営事業	<p>1 基準額 A</p> <p>次に掲げる課程ごとのア、イ、ウの合計額</p> <p>(1) 看護師（3年課程）養成所（全日制）</p> <p>ア 養成所 1 カ所当たり 16,178,000 円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000 円</p> <p>ウ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 准看護師養成所</p> <p>ア 1学年1学級編成の養成所 1 カ所当たり 8,080,000 円</p> <p>イ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p> <p>(注) 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とし、生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員または生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費（基準額 B 該当経費分を除く）</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費</p> <p>(3) 部外講師謝金</p> <p>(4) 委託料（上記教員経費のうち（1）～（3）に該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費）</p> <p>(3) 委託料（上記生徒経費のうち（1）および（2）に該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1) 報償費（実習施設謝金（訪問看護ステーション分を除く。））</p> <p>(2) 委託料（上記報償費とする。）</p> <p>(注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師もしくは助産師または看護師の資格を有する専任教員をいう。</p>

	<p>2 基準額 B 次に掲げる額 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について 受講者 1 人当たり</p> <p style="text-align: right;">828,000円</p>	<p>1 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 (1) 部外講師謝金 (2) 部外講師旅費 (3) 代替教員雇上経費</p>
	<p>3 基準額 C 訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）ごとに、下記により算出された額の合計額</p> <p>(1) ステーションへの臨地実習を実施し、かつ、当該年度のステーションへの謝金の単価が平成29年度より増加している場合、その増加額に1/2を乗じた額と250円を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 上記により選定された額に、受講者数（実数）および受講日数（実数）を乗じた額。</p> <p>(注1)運営主体が日本赤十字社および社会福祉法人恩賜財団済生会である養成所ならびに准看護師養成所は、対象外とする。</p> <p>(注2)受講者数は、ステーションで実習を行った生徒数または学年定員数のいずれか少ない方とする。</p>	<p>1 訪問看護ステーション臨地実習事業経費 (1) 実習施設謝金</p>

別表 2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員にかかわらず、運営主体が日本赤十字社および社会福祉法人恩賜財団済生会	1.00
定員 121人以上	1.00
定員 81人以上 120人以下	1.02
定員 80人以下	1.04

※生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表 3

運営主体	調整率
1) 日本赤十字社	0.76
2) 社会福祉法人恩賜財団済生会	
3) 医療法人	0.92
4) 一般社団法人および一般財団法人	